

見守り 新鮮情報

「**不用品**があれば**買い取る**」と女性が**訪問**してきた。**突然**だったので、すぐには用意できないことを伝えると、**1時間後**に今度は**男性**が来た。いらない洋服等を出したが「壊れた**宝飾品**があれば**出してほしい**」と

言われ、指輪等を

含めて**2万5千円**で買い取ってもらった。その後、**形見の指輪**を渡したことを**後悔**し、また買い取り**価格が安すぎる**と思いい、買い戻したいと電話をしたところ「商品は**別の業者に渡してしまった**」と言われた。(60歳代 女性)



訪問して買い取りを行う業者との契約は慎重に

ひとこと助言

クーリング・オフ
できるよ



見守るくん

- 自宅で物品を買い取ってもらう訪問購入では、購入業者は突然訪問して勧誘することはできません。このような行為を行う購入業者を家に入れないようにしましょう。
- 購入業者は、前もって電話等で連絡した場合でも、消費者が事前に承諾した買い取り対象以外の物品について売却を求めることはできません。「貴金属はないか」などと当初とは違う物品の売却を突然求められたときは、きっぱりと断りましょう。
- 訪問購入はクーリング・オフが出来ます(法律で定められた書面を受け取った日を含めて8日間)。この期間内は購入業者に物品を引き渡さないこともできるので、物品を渡さないことがトラブルを防ぐ一つの方法となります。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

見守り 新鮮情報

第157号

「不用品など**何でも買い取る**」と電話があり来訪してもらった。業者の男性は用意しておいたものはざっと見ただけで、「**貴金属はないか**」と聞いてきた。「ない」と答えると、「絶対に何もないか。うそになるよ」などとあまりにも**しつこく**言われ、仕方なく**金のネックレス**など4点を見せたところ、「それを

売ってほしい」と言われた。断ったが男性の様子が怖かったし、**なかなか**帰ってくれないため、あきらめ

て売却し**2万円**ほど受け取った。冷静になると大事なものを売ってしまったという後悔が強くなり、数日後「**返してほしい**」と連絡したが、「**すでに手元**にないし、クーリング・オフはできない」と断られた。**本当にクーリング・オフはできないのか。**(70歳代 女性)



買い取られた**貴金属** クーリング・オフができます!

ひとこと助言

クーリング・オフ
できるよ



見守るくん

- 訪問した業者に貴金属等を買取られる「訪問購入」に関する相談が依然寄せられています。これまではクーリング・オフの制度はなく、後になって返品を求めても「すでに処分した」などと言われ取り戻せないケースがほとんどでした。
- 平成25年2月21日より、訪問購入についてもクーリング・オフが導入され、今後は法律で定められた書面を受け取った日を含めて8日以内であれば無条件に取り戻すことができるようになりました。
- 契約をしたとしても商品を手渡しする必要はありません。
- ただし、クーリング・オフが適用されない商品等例外もあるので、注意が必要です。何よりも、売却したくない場合はきっぱりと断りましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。